

新 旧 対 照 表

サービス共通約款（個人用）

新	旧
(削除)	第 3 条 2. (6) 当社との間でほかに本サービスに関する契約を締結していないこと
第 7 条 3. お客様が <u>投資一任契約に基づく運用資産の有価証券の一部換金</u> を申し出た場合、運用管理口内の <u>有価証券の一部</u> は売却され、その売却代金から第 12 条に定める報酬の徴収による報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭を投資一任口座から証券総合口座に振り替えます。 <u>なお、第 9 条に定める定時払戻サービスにより一部換金が発生した場合は、当社指定の金融機関に振り込みます。</u>	第 7 条 3. お客様が投資一任契約の解約又は投資一任契約に基づく運用資産の有価証券の一部換金を申し出た場合、運用管理口内の有価証券の全部又は一部は売却され、その売却代金から報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭を投資一任口座から証券総合口座に振り替えます。
第 7 条 4. お客さまが投資一任契約の解約を申し出た場合、運用管理口内の有価証券は全て売却され、その売却代金から報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭並びに運用管理口内の拠出金銭等を投資一任口座から証券総合口座に振り替えます。	(新設)
第 8 条 5. <u>同一の運用管理口において第 9 条に定める定時払戻サービスとの併用はできません。</u>	(新設)
第 9 条（定時払戻サービス） 1. お客様は、お客様が指定した月（以下、「指定月」といいます。）における当社所定の日を第 3 項に定める判定を行う日（以下「払戻判定日」といいます。）として、定期的に運用管理口内の保有有価証券の一部を売却し金銭を受領するサービス（以下「定時払戻サービス」といいます。）を、当社所定の方法により申込みいただけます。	(新設)

2. お客様は、<u>定時払戻サービスの申込み</u> <u>に当たり、投資一任契約の定める範囲</u> <u>内で定時払戻サービスによる換金希望</u> <u>額（以下「払戻希望額」といいま</u> <u>す。）を指定することができます。</u> 3. <u>払戻判定日は指定月の当月 1 日（当該</u> <u>日が休業日にあたる場合は直前の営業</u> <u>日とします。）とし、払戻判定日にお</u> <u>ける直近の運用資産の時価評価額（払</u> <u>戻判定日において執行予定又は執行中</u> <u>の取引等がある場合は、当社所定の方</u> <u>法により当該取引等を勘案のうえ計算</u> <u>されます。）が、以下に定める計算式</u> <u>①②によりそれぞれ算出される金額の</u> <u>うち大きい方の金額未満であると判定</u> <u>された場合、当該払戻判定日に対応す</u> <u>る運用管理口内の保有有価証券の売却</u> <u>は執行されず、金銭の受領も生じませ</u> <u>ん。</u> <u>（計算式①）500 万円 + 払戻希望額</u> <u>（計算式②）払戻希望額 × 2.0</u> 4. <u>前項に定める判定の結果にかかわら</u> <u>ず、払戻判定日における状況が以下に</u> <u>定める各号のいずれかに該当する場</u> <u>合、当該払戻判定日に対応する保有有</u> <u>価証券の売却は執行されず、金銭の受</u> <u>領も生じません。</u> <u>（1）払戻判定日において、投資一任契</u> <u>約に基づく運用が開始されていない場合。</u> <u>（2）払戻判定日において、投資一任契</u> <u>約の解約の申込みが存在する場合。</u> <u>（3）払戻判定日において、投資一任契</u> <u>約に基づく運用が何らかの理由に</u> <u>より停止されている場合。</u> 5. <u>お客様の受領する金銭の額は、保有有</u> <u>価証券に係る市場の動向等により、払</u> <u>戻希望額を下回る場合があります。</u>	
--	--

6. <u>売却した保有有価証券の換金額に残余金額が生じる場合、当該残余金額は運用資産として管理されます。</u> 7. <u>お客様は、定時払戻サービスの申込みを、当社所定の方法により内容変更又は撤回することができます。</u> 8. <u>お客様の受領した金銭は、払戻希望額を上限として当社指定の金融機関に振り込みます。なお、当該金融機関への振り込みができなかった場合、証券総合口座に振替となります。</u> 9. <u>定時払戻サービス利用の必要事項については、原則、証券総合口座に登録する金銭振込先指定口座（第1口座）に岡三 BANK の預金口座を登録することとなります。</u> 10. <u>前項に定める事項を満たしていない場合、当社は、事前の通知なく定時払戻サービスの提供を解除できるものとします。なお、解除前に保有有価証券の売却が執行された場合は、第8項に定める手続きによって払い戻します。</u> 11. <u>同一の運用管理口において第8条に定める定期積立サービスとの併用はできません。</u>	
第10条 3. <u>投資一任契約に基づく定時払戻サービスの各種変更（払戻希望額、指定月の変更）の各申込みの手続きは、当該投資一任契約に基づく直前の定時払戻サービスの各種変更（払戻希望額、指定月の変更）の各申込みに基づく審査が完了するまで又は申込み取消までは行うことができません。</u>	(新設)
第11条（注文執行の保留） <u>本サービスに基づき同時に複数の注文が発生する場合、当社の定める優先順位に従って1つずつ注文の執行を進めます。そのた</u>	(新設)

め、一部の注文が執行待ちの状態では保留されることがあります。	
第 12 条（報酬の徴収） 1. <u>当社は、投資一任契約に基づく報酬の徴収を行います。報酬に係る支払いの時期、算出の方法及び料率等は、投資一任契約に定めるところによります。</u> 2. <u>投資一任契約に基づき、所定の一部換金があった場合には一部処分代金から報酬を控除して徴収しますが、換金希望金額（当該一部換金が定時払戻サービスによるものである場合は払戻希望額）が、一部換金に係る保有有価証券の売却の最も遅い受渡日における直近の運用資産の時価評価額に対して 30%以下である場合は、当該報酬の徴収方法では行いません。</u>	（新設）

サービス共通約款（法人用）

新	旧
（削除）	第 3 条 2. (4) 当社との間で他に本サービスに関する契約を締結していないこと
第 6 条 3. お客様が<u>投資一任契約に基づく運用資産の有価証券の一部換金を</u>申し出た場合、運用管理口内の<u>有価証券の一部は</u>売却され、その売却代金から第 11 条に定める報酬の徴収による報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭を投資一任口座から取引口座に振り替えます。<u>なお、第 8 条に定める定時払戻サービスにより一部換金が発生した場合は、当社指定の金融機関に振り込みます。</u>	第 6 条 3. お客様が投資一任契約の解約又は投資一任契約に基づく運用資産の有価証券の一部換金を申し出た場合、運用管理口内の有価証券の全部又は一部は売却され、その売却代金から報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭を投資一任口座から取引口座に振り替えます。
第 6 条 4. <u>お客さまが投資一任契約の解約を申し出た場合、運用管理口内の有価証券は全て売却</u>	（新設）

<u>され、その売却代金から報酬及び譲渡益税等を控除した金額の金銭並びに運用管理口内の拠出金銭等を投資一任口座から取引口座に振り替えます。</u>	
第7条 5. <u>同一の運用管理口において第8条に定める定時払戻サービスとの併用はできません。</u>	(新設)
第8条 (定時払戻サービス) 1. <u>お客様は、お客様が指定した月（以下、「指定月」といいます。）における当社所定の日を第3項に定める判定を行う日（以下「払戻判定日」といいます。）として、定期的に運用管理口内の保有有価証券の一部を売却し金銭を受領するサービス（以下「定時払戻サービス」といいます。）を、当社所定の方法により申込みいただけます。</u> 2. <u>お客様は、定時払戻サービスの申込みに当たり、投資一任契約の定める範囲内で定時払戻サービスによる換金希望額（以下「払戻希望額」といいます。）を指定することができます。</u> 3. <u>払戻判定日は指定月の当月1日（当該日が休業日にあたる場合は直前の営業日とします。）とし、払戻判定日における直近の運用資産の時価評価額（払戻判定日において執行予定又は執行中の取引等がある場合は、当社所定の方法により当該取引等を勘案のうえ計算されます。）が、以下に定める計算式①②によりそれぞれ算出される金額のうち大きい方の金額未満であると判定された場合、当該払戻判定日に対応する運用管理口内の保有有価証券の売却は執行されず、金銭の受領も生じません。</u> <u>(計算式①) 500万円 + 払戻希望額</u>	(新設)

<u>(計算式②) 払戻希望額 × 2.0</u> 4. <u>前項に定める判定の結果にかかわらず、払戻判定日における状況が以下に定める各号のいずれかに該当する場合、当該払戻判定日に対応する保有有価証券の売却は執行されず、金銭の受領も生じません。</u> <u>(1)払戻判定日において、投資一任契約に基づく運用が開始されていない場合。</u> <u>(2)払戻判定日において、投資一任契約の解約の申込みが存在する場合。</u> <u>(3)払戻判定日において、投資一任契約に基づく運用が何らかの理由により停止されている場合。</u> 5. <u>お客様の受領する金銭の額は、保有有価証券に係る市場の動向等により、払戻希望額を下回る場合があります。</u> 6. <u>売却した保有有価証券の換金額に残余金額が生じる場合、当該残余金額は運用資産として管理されます。</u> 7. <u>お客様は、定時払戻サービスの申込みを、当社所定の方法により内容変更又は撤回することができます。</u> 8. <u>お客様の受領した金銭は、払戻希望額を上限として当社指定の金融機関に振り込みます。なお、当該金融機関への振り込みができなかった場合、証券総合口座に振替となります。</u> 9. <u>定時払戻サービス利用の必要事項については、原則、証券総合口座に登録する金銭振込先指定口座（第1口座）に岡三 BANK の預金口座を登録することとなります。</u> 10. <u>前項に定める事項を満たしていない場合、当社は、事前の通知なく定時払戻サービスの提供を解除できるものとし</u>	
---	--

<u>ます。なお、解除前に保有有価証券の売却が執行された場合は、第 8 項に定める手続きによって払い戻します。</u> 11. <u>同一の運用管理口において第 7 条に定める定期積立サービスとの併用はできません。</u>	
第 9 条 3. <u>投資一任契約に基づく定時払戻サービスの各種変更（払戻希望額、指定月の変更）の各申込みの手続きは、当該投資一任契約に基づく直前の定時払戻サービスの各種変更（払戻希望額、指定月の変更）の各申込みに基づく審査が完了するまで又は申込み取消までは行うことができません。</u>	(新設)
第 10 条（注文執行の保留） <u>本サービスに基づき同時に複数の注文が発生する場合、当社の定める優先順位に従って 1 つずつ注文の執行を進めます。そのため、一部の注文が執行待ちの状態では保留されることがあります。</u>	(新設)
第 11 条（報酬の徴収） 3. <u>当社は、投資一任契約に基づく報酬の徴収を行います。報酬に係る支払いの時期、算出の方法及び料率等は、投資一任契約に定めるところによります。</u> 4. <u>投資一任契約に基づき、所定の一部換金があった場合には一部処分代金から報酬を控除して徴収しますが、換金希望金額（当該一部換金が定時払戻サービスによるものである場合は払戻希望額）が、一部換金に係る保有有価証券の売却の最も遅い受渡日における直近の運用資産の時価評価額に対して 30% 以下である場合は、当該報酬の徴収方法では行いません。</u>	(新設)